

平成 25 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 25 年 12 月 17 日

鈴木委員

私の方からは、神奈川県警が全国に先駆けて進めているストーカー対策のために体制をつくられて、それが他の県警の見本となって全国に広まっているという状況を踏まえまして、ストーカー事案について、私も少し勉強をさせていただきたいということもあり、質問をさせていただこうと思っております。

ストーカー事件が発展してお亡くなりになる方がいたり、また、インターネットを使った嫌がらせもあつたりするなど、以前に比べて社会が大きく変わっているということを私も理解しているところであります。

私も現場の警察署にお邪魔したときに思ったのですが、例えばストーカー事案が起こったとして、そうした場合、多分、その所轄の生活安全の課の方々の緊張というのは、いかばかりかと思えます。

こういう事案の場合、警察に相談してそこから先はどうなったかというところに注目しがちですが、やはりこれは警察だけの問題ではなく、当然、教育という問題でもあるわけです。つまり、行政として対応しなければならない部分が当然あるのではないかと思うんです。ストーカー事案そのものが警察庁の管轄の中に入っているということもあるかと思いますが、私も議会人の一人として、やはり行政やNPO等との連携にも、視点を向けていくことがとても大事ではないかと思えますので、そのような観点から質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、ストーカー事案の現状について教えてください。

生活安全部理事官

ストーカー事案につきましては、本年 10 月末現在の相談等の認知件数は 705 件で、昨年と同じ時期と比べまして 64 件の増加となっております。

このうち脅迫、傷害等の刑事事件としての検挙が 58 件、ストーカー規制法違反の検挙は 2 件となっております。

また、ストーカー規制法に基づく警告が 92 件、警告違反による禁止命令が 6 件となっております。その他、ストーカー規制法に基づく援助が 79 件という現状でございます。

鈴木委員

今、最後に言っていたのは、ストーカー規制法に基づく何とおっしゃったのですか。

生活安全部理事官

ストーカー規制法に基づく援助でございます。

鈴木委員

援助とはどういう意味ですか。

生活安全部理事官

例えば、一時避難とかシェルターへの避難とか、そういう意味の援助をするこ

とでございます。

鈴木委員

今、ストーカー事案の現状を聞かせていただきました。それで、最近の傾向はどのような感じになっていきますか。

生活安全部理事官

ストーカー事案の最近の傾向といたしましては、先ほどの委員の御指摘のとおり、インターネットの普及により、遠距離の面識のない男女が当事者となる事案ですとか、またインターネット上の掲示板を利用したつきまとい等の事案が確認されております。いわゆる事案の広域化、行為の複雑化、多様化の傾向にあるということでございます。

また、その背景に不倫関係や金銭トラブルが介在しているケースも確認されております。

鈴木委員

私は、最近はこの傾向が顕著になっていると思っています。

というのは、このストーカー事案において、DVとかストーカーというのは、例えば離婚だとか家庭内暴力とかが発展していった結果、そのようになったという事案もありまして、背景となる事情がかなり多岐にわたっているという気がしてならないのです。

その中で、特に今おっしゃったインターネットを利用して、遠距離で会ったこともないような人同士が、あげくの果てにはつきまといをされてしまうなど、つきまといをされる当人には何も理由が分からないという状況もあるわけでございます。今いろいろ聞かせていただいて、メディア等では分からないことも教えていただきました。

その中で、実際にストーカー事案が発生したときに、その相談を受理する体制というのは、どのような形になっていきますか。

生活安全部理事官

ストーカー被害者等の相談につきましては、相談が昼間帯とは限らないことから、全警察職員で対応できるよう体制を確立しております。

さらに、被害者の大半は女性ということもあり、女性被害者が安心して相談できるように、警察本部生活安全部及び警察署に所属する女性警察官の中からセーフティアドバイザーを指定し、女性警察官が優先して相談対応できる体制もっております。

鈴木委員

今日の治安報告の中にもありましたけれども、32秒に一度の110番があるということです。でも数多くの問い合わせと同じように、1人の方の相談に対しても、警察としては何度でも対応しなければいけないわけです。

そういった中で一つ思ったことは、その32秒に一度の110番の中にも、ストーカー事案とは違った内容とか、ストーカー事案とは全く離れたような内容のものも当然ある中でも、その一つ一つの相談について対応していくわけですから、

これは警察の方々には、本当に有り難く思います。

その中で、今回の条例の中にもあります迷惑防止条例等の改定の中にも、このストーカー規制法の改正に伴うものがあると書いてありました。これについて少し教えてください。

生活安全部理事官

本年7月3日、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。7月23日及び10月3日に施行されております。

主な改正点について、2点申し述べたいと思います。

1点目は、連続メールの新設であります。拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、規制の対象となりました。

もう1点は、受理警察署等の拡大であります。禁止命令等、聴聞、意見の聴取ができる公安委員会、警告又は仮の命令ができる警察署長等が、申出人の住所地に加えまして、その相手方の居所若しくは住所、当該行為が行われた地を管轄する公安委員会、警察署長等まで拡大をされました。

鈴木委員

それだけ被害に遭われた方が訴えやすい環境を整えていただいたということですね。

その中で、私が冒頭に申し上げた他の機関との連携ですが、私も、警察が何か他の機関と連携した形でストーカー対策をすることで、神奈川から何か発信できないかなという思いがあるんです。そういった連携の状況について教えてください。

生活安全部理事官

例えば県の施設等につきましても、今までもストーカー相談については、連携して対処をしております。

ストーカー事案につきましても、その特徴から、いつ重大事案に発展するかわかりませんので、ストーカー事案の相談があった場合は、速やかな警察への連絡を依頼しているところでございます。

また、逆に警察で相談を受理して一時避難等の支援が必要と判断された場合は、県の施設等と連携を図っているところでございます。

その他、それぞれの施設の職員が出席する会議等に参加いたしまして意見交換等を行うなど、実際の事案対応がスムーズに行われるように相互の連携を図っていくところでございます。

鈴木委員

今お話いただいたように、県の機関との連携があり、また各警察署についても、被害があったところに加えて、加害者のところの警察署も含めて連携が広がっているということです。

そういった中で、このストーカー規制法の改正とかがあった場合に、警察職員に対する教育というのはどのような形でやっていらっしゃるのでしょうか。

生活安全部理事官

全ての警察職員を対象に教養資料を発行しているほか、警察学校における研修会等や各警察署の幹部会議等におきまして教養を実施しております。このように、必要な知識を習得させるための取組を推進しております。

また、警察署のストーカー事案等の担当者に対しましては、専門の研修会や勉強会を開催するなど、職員個々のスキルアップを図る実践的な取組を行っております。

鈴木委員

今、警察職員に対する教育について御答弁を頂きました。逆に、理事官等も含めた県警から、県民の方に対する広報といえますか、県民の教育と言ったら失礼ですが、こういうストーカー事案に関わる県民への広報については、どのようにされていらっしゃるのでしょうか。

生活安全部理事官

県警察では、ストーカーの被害者等が相談しやすいような形で、ホームページや警察本部の電光掲示板、広報紙などを通じて、窓口で相談を受けるように広く広報をしております。そのような方法で、多くの県民の皆様に対して周知ができると思っております。

鈴木委員

これ以上、私も言いませんけれども、県民に対する広報活動はとても大事な部分だと思っているんです。

どういうことなのかというと、先般、ある評論家の方とお話ししたときに話題に出てきたのは、やはりストーカーをする方、あるいはされる側というのは、性格チェックのようなものをやると、ある程度、同じ性格に当てはまるというようなことが、データで分かるということでした。

当然、県警としてもそういうようなことをやっていらっしゃると思うんですが、それを踏まえた形で、そういう人は気を付けましょうというような、何か分かりやすいような広報、例えば先ほど理事官からお話のあったメール等についても、そういうメールによってストーカー行為に発展するんだよという注意喚起みたいなものも含めて、SNSやインターネット等を使った新しい広報活動を、一つ考えていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

最後に、今後の取組について聞かせてください。

生活安全部理事官

今後も、引き続きストーカー被害の早期解決を図るため、行為者の逮捕等、積極的な事件化など、被害者の保護を最優先とした対応をするとともに、関係機関と連携して被害者が相談しやすい環境整備や一時避難に関する措置、県民への広報啓発活動など、迅速かつ的確な対応を図っていきたいと思っております。

鈴木委員

先ほど申し上げましたとおり、警察の方々の御活躍は、これはもう本当に有り難いことだと思います。

ただ私は、そこにやはり県や第三者機関等も入れた形で連携を進めていただきたいと思います。ある意味、このストーカー事案については、警察は、警察でなければできないことにどんどん特化していくべきではないかと思っているんです。

例えば、相談といっても、もちろん緊急で危ないんだったら、それはもう即警察でございますが、緊急ではなくて、例えば、1時間も2時間もかかるような相談事がありますが、それも生活安全部の方々が、現場ですごく忙しい中を、真摯に受け止めて現場でやってくださっているんです。

そういう中で、そういった連携を通して、県民総ぐるみでストーカーは許さないという体制をつくっていくということを、私も議会側から提案をさせていただきたいと思うのが一つであります。

もう一つは、あの黒子のバスケというマンガの脅迫事案があって、何の関係もないような人間が、ああいうような事件まで発展させてしまうということがありましたが、ある意味ではやはり道徳教育などについて、もう一度、教育ともしっかりと連携をとっていかなきゃならない事案ではないかなと思っています。

これからも警察の皆様方におかれましては、私も議会側からしっかり風を送るような形で、県の機関等との連携も今後提案させていただいて、皆様方の御活躍に少しでもプラスになるように頑張らせていただきたいことをお誓い申し上げまして、質問に代えさせていただきたいと思います。